

令和4年度

第1回 滝川市地域包括支援センター運営協議会

(書面会議)

次 第

1. 委員の改選について

(1) 滝川市医師会選出委員

令和4年4月1日付け

前委員 文屋 学 氏 → 新委員 小西 勝人 氏

(2) 滝川市歯科医会選出委員

令和4年4月1日付け

前委員 原岡 研二 氏 → 新委員 中村 光宏 氏

(3) 滝川薬剤師会選出委員

令和4年4月1日付け

前委員 池田 吉隆 氏 → 新委員 鈴木 生 氏

(4) 滝川市民生委員児童委員連合協議会選出委員

令和4年4月1日付け

前委員 中道 廣 氏 → 新委員 伊藤 光子 氏

2. 議 事

(1) 令和4年度第1回滝川市地域包括支援センター運営協議会

報告内容要旨 (P1)

(2) 令和3年度 地域包括支援センター事業報告 (P2～P8)

(3) 令和3年度 認知症初期集中支援チーム活動報告 (P9)

(4) 令和3年度 地域ケア会議個別会議実施報告 (P10～P11)

(5) 令和4年度 地域包括支援センター事業計画 (P12～P19)

(6) 令和4年度 地域包括支援センター事業予算概要 (P20)

(7) 地域密着型サービス事業所の指定について (P21～P24)

令和 4 年度 第 1 回 滝川市地域包括支援センター運営協議会 報告内容要旨

令和 3 年度 滝川市地域包括支援センター事業報告について

【新型コロナウイルス感染拡大による影響】

- ・総合相談件数はやや減少している。内訳では訪問の件数が減っており、緊急訪問以外の訪問自粛、高齢者実態調査の実施見合わせの影響と思われる。
- ・教室活動も予定回数を行えなかった。感染拡大期間の市内公共施設閉鎖に伴い、ますますげんき教室や介護者サロンも実施見合わせとなった。その間は、電話かけや玄関先での面会等、個別に状況確認を行った。
- ・関係機関との会議や研修会は、オンライン開催することにより、ほぼ計画通りに行うことができた。

【その他】

介護予防ケアマネジメント事業について、計画作成件数は増加している。総合事業に比べて、介護予防支援の割合が多くなっている。

令和 4 年度 滝川市地域包括支援センター事業計画について

【全般を通して】

これまでの事業の継続を中心とする。オンライン等活用しながら、感染状況に左右されず実施できるようにする。

【認知症本人支援の充実】

コミュニティ農園 畑楽（はたらく）-畑一区画を借用し、メンバーで苗から植えて収穫までを行う。サポーターとして、チームオレンジの他、滝川市立高等看護学院や國學院大学北海道短期大学部の学生、LINE を利用して募集した畑ボランティアの協力を得る。

【自立支援へ向けたアセスメント力の強化】

自立支援サポート会議で、地域包括支援センターだけでなく、居宅介護支援事業所の介護支援専門員も事例を提出し、専門的助言者のアドバイスを得ながら、自立に資するケアマネジメントのためアセスメント力向上をはかる。

令和 4 年度 滝川市地域包括支援センター事業予算概要について

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業】

・介護予防ケアマネジメント

会計年度任用職員の人件費 0.5 人分を介護予防支援事業所へ振り替え、2.5 人分で計上。

【任意事業】

・成年後見支援事業

社会福祉協議会に事業委託しているが、認知症高齢者の増加に伴い、ニーズの掘り起こし、普及啓発・相談体制の強化のために、職員が専任で従事できるよう委託費を増額。

【介護予防支援事業所】

介護予防支援ケアプラン作成件数の増による収入増から、会計年度任用職員の人件費を 2 人分から 2.5 人分に増額。（介護予防ケアマネジメントより 0.5 人分振り替え）

令和3年度 滝川市地域包括支援センター事業報告

1. 総合相談支援

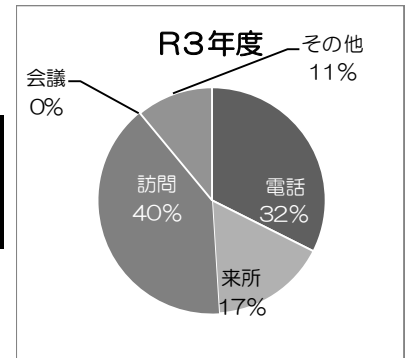
高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう介護サービスにとどまらない、保健医療福祉機関又は制度の利用につなげる等の総合的な支援を行った。

(1) 相談件数（単位：件）

3年度	1,854
2年度	2,077

(2) 相談形態（単位：件）

	電話	来所	訪問	会議	その他	合計
3年度	601	308	740	2	203	1,854
2年度	604	276	1,124	0	73	2,077



(3) 相談者区分（単位：人）

	本人	家族	民生委員等	地域団体	医療機関	警察	実態把握	その他	計
3年度	262	342	55	186	113	38	723	135	1,854
2年度	299	264	60	188	139	29	1,016	82	2,077

(4) 相談内容区分（重複あり）（単位：件）

	介護日常生活相談	医療に関する相談	権利擁護相談	実態把握	介護予防事業	苦情相談	SOS関連	その他	計
3年度	951	124	38	492	126	2	8	234	1,975
2年度	886	107	41	1,011	19	2	4	226	2,296

(5) 対応内容区分（重複あり）（単位：件）

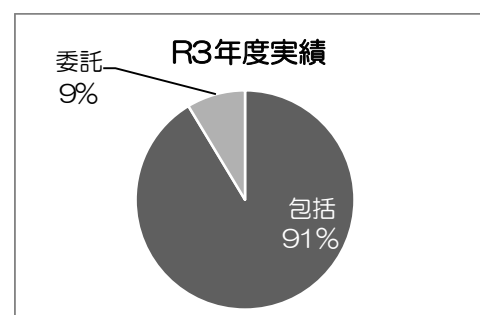
	相談・情報提供	ケース会議	連絡調整	家庭訪問	申請代行	SOS関連	調査訪問	その他	計
3年度	1,288	12	1,119	575	85	0	549	210	3,838
2年度	1,158	9	902	485	72	2	904	128	3,660

2. 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2、事業対象者がより自立した生活を送れるために、適切な介護予防サービス等が提供されるよう、予防サービス計画を作成した。

(1) 予防計画作成実績（単位：件）

	包括	委託	合計
3年度	6,466	613	7,079
2年度	6,353	450	6,803

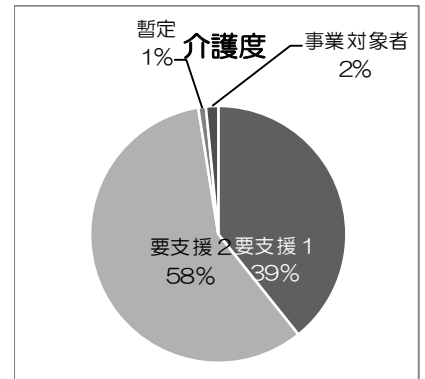


令和3年度指定介護予防支援・介護予防委託業務事業所（R4年3月末現在）

- ・有限会社 ケア・コラボレートK・H
- ・医療法人社団 新緑会 文屋内科消化器科医院
- ・SOMPOケア株式会社
- ・医療法人 翔陽会 滝川脳神経外科病院
- ・社会福祉法人 滝川市社会福祉事業団
- ・社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会
- ・医療法人 シーザース・メディ・ケア
- ・社会福祉法人 旭川福祉事業会
- ・社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

(2) 介護度（単位：人）

	要支援1	要支援2	暫定	事業対象者	合計
3年度	2,778	4,121	71	109	7,079
2年度	2,524	4,098	35	146	6,803



(3) 担当者会議開催数（単位：回）

3年度	700
2年度	892

3. 一般介護予防事業

(1) ますますげんき教室

閉じこもり・うつ予防や運動機能向上のため、週1回の外出の機会をつくる。
通所により運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上、人との交流を図る。

ますますげんき教室参加者数（単位：回・人）

	開催回数	実人数	延人数
3年度	44	30	504
2年度	67	25	687

新規通所者内訳（単位：人）

	本人	家族	知人・近所	関係機関	実態調査	計
新規通所者	0	1	0	5	0	6

ますますげんき教室通所者の経過（単位：人）

	3年度	2年度	
改善	0	0	身体状況の改善 閉じこもり・うつ傾向の改善 地域体操教室への参加
介護認定	3	7	介護認定へ移行
辞退	1	1	長期入院
維持	26	17	次年度も通所継続
合計	30	25	

(2) 市民出前講座

(単位：回・人)

	開催回数	参加者数
3年度	1	13
2年度	3	64

- ・11月16日「地域包括支援センターの業務、役割について」江部乙地区民生委員・児童委員

(3) 介護予防サロン事業

高齢者の健康の維持、要介護の予防につながる住民主体の通いの場の開催者に対し、高齢者の参加人数に乗じた補助金を交付し、開催の支援を行った。

	ライフサポート運営委員会		リボーンの会	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
3年度	274	5,717	157	3,912
2年度	188	4,637	71	1,259

4. 包括的・継続的マネジメント事業

地域の介護支援専門員の指導や支援のほか、高齢者が住みやすい地域にするため、関係機関とのネットワークづくりを行った。

(1) ケアマネージャーの相談窓口

加算事業所と合同で定例のケース会議を開催し、困難事例への対応を検討した。

ケース会議実績（単位：回・件）

	回数	検討事例
3年度	3	3
2年度	5	5

全てオンライン会議 随時、ケアマネージャーからの相談に応じている。

(2) 関係機関ネットワーク会議

感染対策を取りながら、2か月に1回開催した。

4月（二部制対面）、6月（書面）、8月（対面）、10月（居宅・小規模のみオンライン）、12・2月（オンライン）

関係機関ネットワーク研修会（単位：回・人）

	開催回数	参加人数
3年度	1	92
2年度	未実施	

9月13日 「医療・介護従事者が知っておくべき新型コロナウイルス感染症対策」
講師 北海道医療大学看護福祉学部 教授 塚本 容子氏 92人

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

①在宅医療・介護連携推進会議

在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的に、市内の医療・介護に関する関係者が集まる推進会議を年2回（書面会議1回、オンライン会議1回）開催した。入退院時のスムーズな連携のための情報提供書の活用について情報共有した。

②人生会議ミニ講座

地域住民への普及啓発として、自分の終末期を考える「人生会議ミニ講座」を老人クラブ、地域体操教室で開催した。19回開催 280人受講

③在宅医療・介護連携推進研修会

介護職が医療について学ぶ機会として在宅医療・介護連携研修会をオンライン開催した。

実施日	テーマ・講師	参加者
2月24日	講義「介護職員が知っておきたい高齢者の皮膚・排泄ケア」 滝川市立病院皮膚・排泄ケア認定看護師 村上 理恵氏	60人

(4) 滝川市高齢者見守り安心ネットワーク

関係機関、団体、民間事業者など123機関の協力を得て、社会全体で見守り意識の向上を図った。

(5) 生活支援体制整備事業

高齢者が増加する中、多様な生活支援・介護予防サービスを利用できるような地域づくりを目指し生活支援コーディネーターが生活支援体制整備事業の基盤づくりとして、他地域のコーディネーターとの情報交換やオンライン研修会へ参加、認知症地域支援推進員・介護予防係とともに、認知症

カフェ、介護者サロン、百歳体操へ出向き、地域住民とのやり取りを通じて情報収集を行った。また、第1層協議体となる「滝川支え合い会議」を小学校区ごとに分散し年4回開催した。第三小学校区、江部乙小学校区で地域の関係者・住民を対象に見守り支え合い減災研修会を実施した。

実施日	テーマ・講師	参加者
8月5日	講義：第三小学校区見守り支え合い研修会 ～普段のつながりから減災へ 北海道医療大学看護福祉学部 教授 工藤 禎子氏	47人
8月21日	講義：江部乙小学校区見守り支え合い研修会 ～普段のつながりから減災へ 北海道医療大学看護福祉学部 教授 工藤 禎子氏	51人

生活支援コーディネーター活動状況（単位：回）

	地域情報周知・情報収集・情報共有・ニーズ調査	他市町村連携	庁舎内連携	地域活動支援	情報発信	包括ケア（地域ケア会議・認知症等）	協議会関係	合計
3年度	84	48	19	0	19	160	12	342
2年度	162	41	21	0	50	113	6	393

5. 認知症対策関連事業

（1）物忘れ相談・物忘れ相談プログラムによる認知症チェック

物忘れが気になる方や病院に行くほどでもないと思っている方などに、予約制の個別相談を行い、より詳しいプログラムを実施したほか必要に応じた受診勧奨を行った。認知症普及啓発月間で物忘れ相談プログラムを活用し、物忘れの自己チェックや認知症に関する知識の普及啓発を図った。

来所相談 68人 地域相談 23人

（2）国民健康保険・後期高齢者脳ドック検査事後訪問

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者を対象に行う脳ドック検査受診者のうち、要再検・精検者または長谷川式簡易知能評価スケール 20点以下の人に対し訪問・電話による状況確認を行った。

脳ドック検査事後結果（単位：人）

	検査実施数	事後対象数	確認結果			
			物忘れ外来受診	介護認定申請	頸部エコー勧奨	訪問によりフォロー
3年度	129	17	2	2	11	2

（3）認知症予防出前講座

認知症についての講話と脳活性化体操を老人クラブの例会で行った。

8月10日 泉町福祉会館 13人

（4）認知症カフェの開催

認知症の方やその家族、地域住民、専門職が気軽に集まり認知症や介護について意見交換できる「認知症カフェ」の運営支援を行った。市内の家族会、地域ボランティア団体が月1～2回開催。グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅は新型コロナウイルス感染拡大後、実施を見合わせている。

認知症カフェ実施数（単位：回・人）

	ともだちカフェ		カフェあけぼの		にんかふえ		地域のお茶会 in コスモス		駅カフェ	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3年度	休止中		16	284	休止中		休止中		13	817
2年度	休止中		12	186	休止中		休止中		9	935

3年度合計 回数 29回、参加数 1,101人 2年度合計 回数 21回、参加数 1,121人

(5) 認知症啓発月間活動

9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせて、9月を認知症啓発月間と位置付け、各種事業を展開。

1. 認知症を理解するDVD鑑賞 9月6日(金) 参加者数 6人
2. 物忘れ度測定 9月6日(金) 参加者数 15人
3. 認知症クイズ 9月6日(金) 配布数 100人
4. 認知症展示コーナー ①螺旋階段下 9月1日(水)～24日(金)
②ロビー 9月1日(水)～24日(金) 202人
○チームオレンジ …箱ティッシュ啓蒙普及紙の包装
○滝川市立病院作業療法室…外来患者様が作業の一環として、普及啓発用キーホルダーを作成する。
5. 協力

(6) 認知症サポーター養成講座

認知症について、研修を修了したキャラバン・メイトが、認知症についての理解と地域での見守り支援の普及啓発の為、認知症サポーター養成講座を実施。

地域の会場では、物忘れ相談プログラムと組み合わせて実施。

これまで講座を受講したことのある人が更に学びを深める場として、ステップアップ講座を開催。

認知症サポーター養成講座実施数(単位:回・人)

	開催回数	受講者数
3年度	2	29
2年度	1	22

※H18～3,618人養成

ステップアップ講座実施数(単位:回・人)

	開催回数	受講者数
3年度	2	29
2年度	2	39

※1コース2回 実15人 延29人

(7) オレンジ倶楽部

認知症サポーター養成講座を受講した方の中で、実際に何かの活動をしたいと思う方を募り、認知症カフェ・介護者サロンの運営協力、認知症月間での普及啓発活動を行ったほか、「おれんじ通信」を発行し、認知症の知識や認知症に関する活動の紹介を実施した。

「おれんじ通信」の発行 9月・1月

(8) チームオレンジ

認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座を受講し「認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症ご本人やご家族と一緒に考え楽しむ活動」に参加を希望された方を対象に活動を開始した。

活動内容

- ①介護をされている方を対象とした「介護者サロン」
- ②介護サービスにつがっていない若年認知症の方、高齢者の軽度認知症の方を対象とした「コミュニティ農園・畑楽」
- ③若年性認知症の方、高齢者の軽度認知症の方を対象とした本人の会「すまいる」
- ④認知症月間、普及啓発の準備
4月13日 ボランティア4人 職員2人

(9) 認知症本人の会「すまいる」

若年認知症の方と高齢者の軽度認知症の方を対象とした、認知症本人の会を開催した。物忘れが心配な方同士で自らの体験や希望などを話し合い、今後の生活に役立てていく場としている。本人だからこその気づきや意思を共有し、本人のやりたいことの実現のため、チームオレンジがパートナーになる。

8月6日 チームオレンジ3人(本人1人、ボランティア2人) 職員2人 計5人

(10) コミュニティ農園畑楽

介護サービスにつがっていない若年性認知症の方と高齢者の軽度認知症の方とご家族を対象とした、コミュニティ農園を実施した。

7月30日 本人4人 家族1人 ボランティア8人 職員6人

11月5日 本人4人 家族1人 ボランティア5人 職員7人

11月12日 ボランティア10人 職員5人

(11) 滝川市見守りキーホルダー

認知症によって行方不明となるおそれのある高齢者などの安全を確保し、ご家族や介護する方の負担を軽減することを目的に「見守りキーホルダー」の配布を行った。

配布数 22 個

(12) 空知自動車学校 介護予防情報コーナー

安全運転を継続するために介護予防情報コーナー（各種パンフレット・血圧測定・握力測定など）を開催した。

6月23日 3人 7月28日 2人 8月25日 9人 10月27日 8人
11月24日 5人 12月22日 6人 計 33人

(13) 滝川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

認知症についての理解を深め、認知症のおそれがあるときには、正しく対応ができるよう、認知症についての情報を冊子にまとめた「滝川市認知症ガイドブック」の普及啓発を行った。

6. その他の事業

(1) 家族介護者の支援

介護者サロン

家庭で認知症等の介護を行う介護者に対し、介護に関する知識の提供及び介護者同士の交流を通し、心身のリフレッシュ・介護者の疲れの軽減・介護者の悩みの軽減を図ることを目的に開催。介護者とは別室で被介護者を預かり、介護者が参加しやすい体制づくりに努めている。
新型コロナウイルス感染拡大により、当初予定していた回数よりも少ない回数となった。

介護者サロン実績（単位：人）

	介護者	被介護者	オレンジ 倶楽部	その他	内容
第1回	15	2	8	6	自宅でもできる簡単リラックスストレッチ
第2回	12	2	8	6	交流会、図書貸し出し
計	27	4	16	12	

(2) 成年後見制度の申し立て支援（単位：件）

3年度	0
2年度	3

(3) SOSネットワークシステム（単位：人・件）

	登録者	検案件数
3年度	76	5
2年度	92	4

登録者を整理したため、登録者件数減している。

(4) 滝川市はいかい高齢者等位置探索システム助成事業（単位：件）

	申請数
3年度	0
2年度	0

(5) 高齢者虐待の相談支援（単位：件）

	相談件数
3年度	10
2年度	4

うち虐待ありと判断したケースは7件

(6) 権利擁護に関する研修会（単位：人）

	参加者数
3年度	未実施
2年度	未実施

研修会に変わる対応として、社会福祉協議会が実施した、成年後見制度・権利擁護に関する市役所市民ロビー展示に協力し、普及啓発活動を行った。

(7) 地域リハビリテーション活動事業

作業療法士が中心となり、介護予防の取り組みを総合的に支援するために、訪問・事例検討会等へ出席した。新型コロナウイルス感染症の影響により研修会や施設見学会は未実施。

令和3年度 認知症初期集中支援チーム活動報告

チーム員構成

認知症初期集中支援チーム員：認知症看護認定看護師(滝川市立病院看護師)
地域包括支援センター保健師・社会福祉士
認知症サポート医：滝川市立病院精神神経科医師
その他：認知症地域支援推進員、介護福祉課職員

1. チーム員会議の開催

表1 会議実施数(単位：回・件)

	回数	検討事例数
2年度	10	10
3年度	11	10

※新型コロナウイルス感染拡大による北海道の緊急事態宣言発令等のため、9月の開催を中止。
※1月は対応事例の振り返りを実施。

表2 事例の年齢構成(単位：人)

	男	女	合計
～69歳	0	0	0
70～79歳	1	4	5
80～89歳	1	3	4
90歳～	0	1	1
合計	2	8	10

表3 世帯構成(単位：件)

単身	高齢者 夫婦	その他	合計
6	2	2	10

表4 相談経路(単位：件)

家族(同居)	家族(別居)	知人・隣人	関係機関※	合計
1	4	0	5	10

※ケアマネジャー(1)、市役所他部署(2)、警察署(2)

表5 介入結果(単位：件)

認知症の診断に至った	3
介入時に診断あり	0
主治医のもとで経過観察	5
継続受診なし	2
合計	10

表6 その後の経過(単位：件)

チームでの支援終了	9
(内訳)医療機関入院	1
介護サービス、体操教室利用継続	2
包括の継続事例として支援	5
死亡	1
継続支援	1
(内訳)家族・近隣との調整、専門医受診勧奨	1

早急に医療機関やサービス利用が必要だという人は少なく、現在の生活を継続しながら経過観察する事例が多い。しかし、その後、認知機能低下に伴う問題が生じ、早急な対応が必要になる事例もあった。事前に情報を得ていることで、家族との連絡調整や対応もスムーズに行うことができた。今後も情報をキャッチしたらチーム員で訪問し、介入のタイミングが来たら速やかに対応できるようにしたい。

また、警察署や他部署からの相談をきっかけに介入した事例が4件あり、関係機関とのネットワーク体制が整ってきた結果と思われる。

2. 普及・啓発活動

地域包括支援センターパンフレットに、認知症初期集中支援チームも含めた認知症関連事業を掲載し、市内医療機関に配布する他、高齢者実態調査等の事業を通して市民に配付。「認知症に関する相談は地域包括支援センターへ」を繰り返し伝えている。

令和3年度 地域ケア個別会議実施報告

1. 地域ケア個別会議

(1) 参加者

関係事業所（居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所）、民生委員、ボランティアの会、町内会長、介護保険係、作業療法士、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター

(2) 地域ケア個別会議の開催

表 1 会議実施数(単位：回・件)

	回数	検討事例数
3年度	1	1
2年度	3	3

表 2 事例の年齢構成(単位：人)

	男	女	合計
70 歳代	0	1	1
合計	0	1	1

表 3 世帯構成(単位：件)

単身	高齢者夫婦	その他	合計
1	0	0	1

表 4 検討課題の分類(重複有)(単位：件)

①個別課題の解決	1
②ネットワーク構築機能	1
③地域課題の発見	0
④地域づくり・資源開発	1
⑤政策形成につながりそうなもの	0

1 事例のみ実施。一定回数以上の訪問介護を位置付ける居宅サービス計画の提出を受け、その計画の妥当性とサービスの必要性を検討。当事者の生活を支えるフォーマル、インフォーマルな支援について関係者間で話し合った。

もう 1 事例予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため延期となった。

2. 自立支援型地域ケア会議

(1) 参加者：

[事例提供] 地域包括支援センター介護支援専門員

[専門的助言者] 薬剤師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・栄養士

[関係者] 地域包括支援センター管理者・主任介護支援専門員・生活支援コーディネーター・地区担当保健師・保険者（介護福祉課介護保険係・介護認定係）

[事務局] 司会 書記

[オブザーバー] 地域包括支援センター職員

(2) 自立支援型地域ケア会議の開催

表 1 会議実施数(単位：回・件)

	回数	検討事例数
3年度	11	22

表 2 事例の年齢構成(単位：人)

	男	女	合計
40 歳代	0	1	1
60 歳代	2	1	3
70 歳代	3	3	6
80 歳代	2	6	8
90 歳代	2	2	4
合計	9	13	22

表 3 世帯構成(単位：件)

単身	高齢者夫婦	その他	合計
5	6	11	22

表 4 介護度

認定無し	支援 1	支援 2	合計
1	9	12	22

表 5 課題の分類(重複有)(単位：件)

①個別課題の解決	22
②ネットワーク構築機能	4
③地域課題の発見	10
④地域づくり・資源開発	15
⑤政策形成につながりそうなもの	0

個別ケースを通して、高齢者世帯の老々介護、同居家族の疾病管理など介護高齢者のみならずその家族の課題を含めた対応が必要であることが共通の課題としてみられた。

また、閉じこもり、運動の機会、フレイル、食生活の改善などの課題も共通してみられた。

令和4年度 滝川市地域包括支援センター事業計画

1. 介護予防の推進と実態把握

住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らせるよう要支援・要介護になる前からの介護予防を推進する。

介護予防に関する啓発や虚弱高齢者の把握や早期発見を行う。

2. 総合相談

介護サービスにとどまらない、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関との連携または制度の利用等の総合的な支援を行う。

3. 認知症総合支援事業

認知症予防の普及啓発、早期発見と対応、認知症になっても安心して暮らせる取組を行う。

4. 権利擁護支援

高齢者が安心して暮らせるために、成年後見制度の紹介や虐待を早期に発見し、消費者被害防止など必要な援助を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

主治医や介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など多職種相互の協働等による連携を行う。

地域における個々の介護支援専門員に対する個別指導や相談、困難事例への指導助言、医療機関を含む関係機関や様々な社会資源との連携・協働の体制整備を行う。

6. 地域ケア会議

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を把握し、地域づくり、資源開発を目指す。

7. 介護予防支援事業所・介護予防ケアマネジメント

介護保険の要支援1・2の認定者・事業対象者に介護予防支援サービス計画・介護予防ケアマネジメントを作成する。

本人の状況に応じたサービス計画を作成し、事業所や関連機関との調整を行い、生活支援を行う。

8. 在宅医療・介護連携推進事業

地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を整備する。

9. 生活支援体制整備事業

地域における支え合いの体制づくりを整備する。「生活支援コーディネーター」を中心に協議体の設置に対する支援を行う。

1. 介護予防の推進と実態把握

①介護予防把握事業

介護予防対象者を把握し、相談事業や情報収集しながら適切な介護予防事業につなげる。

- 75 歳以上健康実態調査

75 歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者に対して、基本チェックリストによる健康調査を行い、虚弱高齢者を発見し、介護予防事業へつなげる。虚弱な高齢者には再度地域包括支援センター職員が状況確認を行い、必要な相談対応へつなげる。健康調査に入る前に、地区の民生委員と情報交換し連携していく。

- 介護予防事業を通しての把握

事業参加者に対して、基本チェックリストを実施する。

- 本人や家族からの窓口や電話での相談。
- 主治医や民生委員など関係機関や地域からの情報提供
- 要介護認定における非該当者の情報

②一般介護予防事業

虚弱高齢者を対象に三世代交流センターにて、週1回以上の外出機会をつくり運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防やうつ予防などの事業を行う。

- ますますげんき教室（滝川市社会福祉事業団委託）

週2回開催（水・木）のいずれかの曜日1回通所（年70回）

各利用者に対し、体力測定等評価し健康状態を確認する。

③介護予防普及啓発事業

一般高齢者を対象に、介護予防に役立つ基本的な知識の普及・啓発を行う。

- 出前講座

地域の団体からの依頼をうけて、健康や介護・福祉の講座を行う。

④地域リハビリテーション活動支援事業

作業療法士が中心となり、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・住民運営の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援する。

⑤介護予防サロン事業

高齢者の健康の維持、要介護状態の予防につながる、住民主体の通いの場の開催者に対し、高齢者の参加人数に乗じた補助金を交付し、開催を支援する。

⑥介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態等となることを予防するため、歯科衛生士や栄養士が訪問し、口腔ケアや栄養状態の改善を短期集中的（3～6か月）に行う。

- 短期集中訪問型サービスC（口腔ケア・栄養改善）
自立支援型地域ケア会議等で必要と判断されたケースに対して、介護支援専門員がケアプランを立案し、歯科衛生士・栄養士の訪問を計画的に行い、アセスメント、評価し、早期対応に努める。

2. 総合相談

①高齢者や家族、地域で暮らす人々が、地域で安心してその人らしく生活できるように介護、福祉、健康、医療に関する様々な情報提供や相談支援を行う。

- 地域でかかえる困難事例の相談をうけ、様々な関係者とのネットワークを図る。
- 把握した情報収集を基に個別訪問や地域で孤立している高齢者、重層的な課題を抱えている世帯などの高齢者・家族の相談を受ける。
- 各種制度の説明や申請の代行を行う。
- 各病院・医院等と連携し、在宅生活について総合的支援を行う。

3. 認知症総合支援事業

①認知症予防の普及啓発事業

- 認知機能低下予防の考え方や日常生活で取り組みやすい効果的な認知機能低下予防対策など認知症に関する知識の普及啓発を行うため、依頼に応じた出前講座等も含めた普及啓発活動を実施する。

②認知症予防事業

- 認知症予防教室の全市的な展開を図るため、地域交流の場にもなっている介護予防講座や地域体操教室を活用し、日常生活の中で参加者が持続して取り組めるような認知症予防メニュー（歩行、人と会う、対話、音読等）を実施し、介護予防効果とともに認知症予防効果を高める。
- 高齢者が安全運転を続けるための取組の一つとして、認知症状の早期発見と、認知症予防に取り組む必要性を自動車学校等の協力を得て周知する。

③認知症初期集中支援チーム

- 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートに取り組む。

④認知症予防支援グループ「チームオレンジ」

- 認知症予防活動や認知症本人・家族支援に関心を持ち、認知症サポーターステップアップ講座を受講した市民と、認知症本人が、認知症について正しく理解し、認知症があってもやりがいを持っていきいきと生活が続けられるよう、普及啓発活動や本人家族支援活動を行う。

⑤物忘れ・認知症相談

- 予約制で、物忘れ・認知症の個別相談を実施。認知症の不安や心配がある方、物忘れは気になるけど病院に行くほどでもないという方などにタッチパネルで簡易に物忘れの兆候を測定する「物忘れ相談プログラム」を実施（簡易 5 分・通常 20 分）来所相談の他、訪問による相談も実施する。

⑥認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座

- 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する。
- 認知症サポーター養成講座受講者に対し、ステップアップ講座を行い、その中からチームオレンジ活動への参加者を募る。

⑦認知症カフェの運営支援

- 認知症に関する情報交換や相談、認知症の知識の普及などを目的に、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できるカフェの運営を支援する。

⑧滝川市徘徊（はいかい）高齢者等 SOS ネットワーク事業

- SOS ネットワーク事業の推進
徘徊の恐れのある高齢者について登録し、関係機関や警察と連携を図ること
で早期に捜索し保護する。
- 徘徊高齢者等位置探索システム事業
徘徊高齢者等の位置を確認するためのシステムに係る購入費用、初期の利用
開始に伴う経費の一部助成

⑨認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及啓発

- 認知症の人とその家族に、生活機能障がいの進行に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容を提示するもので、その普及啓発に努める。

⑩介護者サロン

- 家族で認知症等の要介護者を介護している家族に対して、介護に関する知識の提供及び介護者同士が交流することで、「心身のリフレッシュ」「介護者の疲れの軽減」「介護の悩みの軽減」を図る。

年4回実施

⑪介護者向け機関誌（おれんじ通信）

- 介護者サロンの報告や各種情報等を提供し、介護者の交流等を図る。

⑫認知症本人・家族への支援

- コミュニティ農園 畑楽（はたらく）
介護サービスにつながない若年性認知症や高齢者の軽度認知症の人を対象に、畑作業を通じて健康づくり、気分転換、交流、役割づくりにつなげる。
- 認知症本人の会 すまいる
認知症本人同士が体験や希望等を話し合い、今後に役立てる場として開催。本人がやりたいことの実現へ向け、チームオレンジがパートナーとなる。
- 介護事業所、医療機関の協力を得ながら、認知症本人の発した声、思いを聞き、有効な対応について広く周知していく。
- 認知症本人・家族に向けての事業について、関係機関と連携し、必要な方へ情報が伝わるようにする。

4. 権利擁護支援

①認知症等で判断力がなく身内がいない高齢者が、身体や生活に障害がある場合、権利擁護に関する支援を行う。

- 成年後見制度の利用に関わる相談支援や、成年後見人申立ての費用等の助成を行う。

②成年後見支援事業

- 成年後見実施機関業務（滝川市社会福祉協議会委託）
成年後見制度に関する相談対応、普及啓発、市民後見人活動支援、関係機関との連携調整。運営委員会の実施、法人後見受任、市民後見人の活動支援、普及啓発、市民後見養成講座フォローアップ研修

③滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク

- 高齢者虐待に関する通報等情報収集を行う。
- 適宜支援会議を開催し、関係機関と連携することで適切な支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①地域の介護支援専門員の日常的な業務が円滑に行えるように支援する。

- ネットワークの構築
在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケア体制の構築を行う。
- 医療・主治医との連携
医療機関を含めた関係機関との連携を行う。
- 事業所ネットワーク会議
地域の介護・医療・福祉の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の情報交換や研修等を行う。（2 か月に 1 回開催）

- 相談窓口の設置
地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について適宜、具体的な支援方針を検討し、指導助言を行う。
- 地域の主任介護支援専門員を中心として困難事例等の事例検討を行い、資質向上を推進する。(年3回)

②高齢者見守り安心ネットワーク

- 企業・事業者と連携しながら高齢者を見守り、異変時の連絡・通報により、すみやかに対応するためのネットワークを進める。ホームページへの掲載。

6. 地域ケア会議

①地域ケア推進会議

地域包括支援センター運営協議会を地域ケア推進会議と位置付け、地域課題の把握・解決・地域づくり資源開発・政策形成を行う。

②地域ケア個別会議

当事者、家族、地域住民、保健医療・介護福祉等の専門職など、必要に応じて招集する。

- ・個別ケースの支援方法を多職種で検討する事により、高齢者をはじめとする地域住民の課題解決を支援する
- ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上を図る
- ・地域づくり資源開発
- ・多職種によるネットワーク構築

③自立支援サポート会議（自立支援型地域ケア会議）

主に要支援の方に対して、自分の役割やできることを維持・継続するとともに、できそうなことができるようにし、健康的な気持ちや笑顔が増えるための支援を多職種で検討する。月1回定例で開催する。

7. 介護予防支援事業所・介護予防ケアマネジメント

- ①介護保険の要支援1・2の認定者・事業対象者に介護予防支援サービス計画・介護予防ケアマネジメントを作成する。本人の状況に応じたサービス計画を作成し、事業所や関連機関との調整を行い、生活支援を行う。
- (一部居宅介護支援事業所に委託)

8. 在宅医療・介護連携推進事業

- ①医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者を地域で支え、医療機能分化の推進の動きに併せながら、在宅医療・介護連携のための体制の充実を図るため、滝川市医師会等の協力を得て、滝川市在宅医療・介護連携会議と医療・介護関係者の研修会を行う。

年2回（6月、10月）実施。その他、研修会の開催や外部研修等等に出席する。

9. 生活支援体制整備事業

- ①滝川支え合い会議（第1層協議体）を年1回実施する。
内容は定期的な情報の共有・連携強化の場として、学習会や情報交換を行う。
- ②滝川市の7つの地域を第2層とし、生活支援コーディネーターを中心に職員が担当地区を持ち、それぞれの地域に合った支え合いの体制づくりを考える。
- ③生活支援コーディネーターは実態把握を行い、現状あるものや新規のものをつないだり、サポートをする。また、近隣の生活支援コーディネーターと情報交換を行う。
- ④介護予防・互助支え合いの重要性について、現状把握と理解者を増やすために、研修会を実施する。今年度は見守り・支え合い研修会「普段のつながりから減災へ」を1か所（西小学校区）で実施する。
- ⑤東滝川地域と滝の川地域の第2層協議体について、活動状況をメンバーと情報共有し、江部乙地域の第2層協議体は、メンバーがお互いを知るための情報交換の場を設定する。必要時、ボランティア講座の開催を検討する。
- ⑥西小学校区について重点的に検討する。第2層協議体を立ち上げるため、様々な団体・個人に声掛けして打ち合わせを行う。
- ⑦社会福祉協議会と共同で、支え合いについての研修会を開催し、全市的にボランティアの普及啓発を図る。

その他事業（健康づくり課・介護予防係・高齢者福祉係・介護保険係）

- ①住宅改修・福祉用具に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、助言
住宅改修費の支給申請に関わる支援を行う。
 - 住宅改修等訪問（介護予防係）
作業療法士が同行訪問し、住宅改修・福祉用具について指導助言を行う。
- ②一般高齢者に対する健康事業（運動・栄養・口腔）（健康づくり課）
- ③高齢者が住居する集合住宅を対象に、日常生活上の生活相談や安否確認
緊急時の対応支援を行う。
 - 見守り住宅（見晴団地）（高齢者福祉係）
安否確認をする。
- ④65歳以上の高齢者で低栄養のおそれがある対象者に食生活の改善のための支援を行う。
 - 食の自立支援事業（高齢者福祉係）
夕食を配達することで安否確認を行い、食事について栄養改善を行う。
- ⑤地域の高齢者が自立して日常生活できるように必要な支援を行う。
 - 生きがいと健康づくり（高齢者福祉係）
老人クラブに所属する高齢者を対象に、生きがいを持って街頭花壇など、ボランティア活動を実施する。
- ⑥虚弱で生活に不安のある高齢者を対象に安否確認を行う。
 - 友愛訪問サービス（高齢者福祉係）
一人暮らしの高齢者に対し、月曜日から金曜日まで乳酸飲料を訪問にて届けることで体調を確認する。
- ⑦重度の要介護者を在宅で介護する家族に対しての支援を行う。
 - 家族介護用品支給事業（介護認定係）
要介護3以上の排泄全介助の要介護認定者を在宅で介護している介護者に対し、おむつ購入のための介護用品購入券を交付。
 - リフト付きタクシー等利用料助成事業（介護認定係）
要介護3以上の寝たきり又は歩行困難で、移動にストレッチャーや車椅子を必要とする要介護認定者に対し、受診時のリフト付きタクシー利用のためのタクシーチケットを交付。
- ⑧支えあい・いきいきポイント事業（介護支援ボランティアポイント事業）
（滝川市社会福祉協議会委託）
 - 40歳以上の方が市内の介護施設などでボランティアを行うとポイントが付き、たまったポイントを交換できる仕組みとなっており、ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献をすることで、ご自身の生きがいづくりや介護予防につなげることを目的としている。
 - 一般的なボランティアのほか、健康づくり活動として市内26か所で行われている「いきいき百歳体操」の65歳以上の参加者も対象としている。

令和4年度 滝川市地域包括支援センター事業予算概要

令和4年度介護保険特別会計（保険事業勘定予算）（職員人件費除く）

歳出

1. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

20,114 千円

（1）介護予防・生活支援サービス事業 12,725 千円

①介護予防ケアマネジメント

会計年度任用職員人件費（ケアマネ 2.5 名分）・健康診断
ケアプラン作成委託料等

（2）一般介護予防事業 6,654 千円

①介護予防把握事業 2,468 千円

②ますますげんき教室事業

委託料 3,451 千円（滝川市社会福祉事業団）

（3）地域介護予防活動支援事業 735 千円

①サロン補助事業補助金

2. 包括的支援事業（地域包括支援センター運営費）

25,017 千円

（1）包括的支援事業 12,153 千円（総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的
マネジメント事業）

（2）包括的支援事業新規 4 事業 12,864 千円（認知症関連事業、地域ケア会議、在医療・
介護連携推進事業、生活支援体制整備事業）

3. 任意事業

6,216 千円

（1）任意事業 6,066 千円（家族介護支援事業、認知症サポーター養成講座事業、はいかい
高齢者等位置探索システム事業、成年後見制度利用支援事業）

（2）補助事業 150 千円（権利擁護人材育成事業）

4. 保健福祉事業

3,730 千円

成年後見制度利用支援事業（社会福祉協議会委託費分）

令和4年度介護保険特別会計（サービス事業勘定予算）（職員人件費除く）

介護予防支援事業所 歳入

1. 介護予防サービス計画作成費

15,096 千円

（1）令和3年度 ケアプラン総件数 7,079 件 うち介護予防サービス計画 4,000 件
介護予防サービス計画作成数 月 280 件 予定

※上記以外は、総合事業の介護予防ケアマネジメント事業（保険事業勘定）において作成

介護予防支援事業所 歳出

1. 介護予防支援事業所事業

15,096 千円

（1）会計年度任用職員人件費（ケアマネ 2.5 人分） 9,865 千円

（2）ケアプラン作成委託料・ASP 使用料 3,159 千円

（3）その他研修会旅費、消耗品等 2,072 千円

事業譲渡に伴う認知症対応型共同生活介護事業所の指定について（報告）

1 はじめに

介護保険法の規定により、市町村は地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、条例で設置された機関で地域密着型サービス事業者の指定や事業の基準、運営等に関する調査・協議を行うことが求められています。

この度の指定は、グループホーム カルミアを運営する事業者「株式会社 ハヤシ環境」からの事業譲渡に伴うものであり、運営法人が変更となりますが、建物や従業者・利用者は全て承継事業者へ引き継がれます。

2 指定権者意見

承継事業者である株式会社 K. F 企画の代表は、「株式会社 川島総合サービス」「社会福祉法人 幸生福祉会」の代表を兼任しており、認知症対応型共同生活介護をはじめ、有料老人ホーム、居宅介護支援、訪問介護など、道内を拠点に介護サービス事業所の運営実績があります。

また、グループホーム カルミアの譲渡においては管理者、計画作成担当等が引き続き採用されサービスを提供することから、円滑な事業譲渡と適切な介護保険事業の運営が可能であると考えております。

本来であれば事業開始前に本協議会での協議を経て指定を行うところですが、今回の事業譲渡した場合による新規指定に関しては、利用者に対して連続性のあるサービス提供を確保するという必要性から、本協議会への報告とさせていただきます。

3 指定基準と事業所の状況

1 申請事業所概要

事業所名	グループホーム カルミア	事業所所在地	滝川市東町7丁目219番地6号
事業者名	株式会社 K.F 企画	主たる事務所の所在地	滝川市東町7丁目219番地6号
事業者代表者	代表取締役 川島 恭平	事業開始日	令和4年6月1日

2 指定基準及び事業所の状況

項目	人員・設備・運営に関する基準等	当該事業所の状況	備考
1 基本方針	認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症である者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	・運営規程に記載	可
2 サービス提供日	365 日	365 日	可
3 利用定員	1 以上 3 以下の共同生活住居（ユニット）を有するものとし、1 ユニットの定員は 5 人以上 9 人以下とする。	2 ユニット（1 ユニット定員 9 人）	可
4 人員基準	①代表者 - 介護保険施設等で認知症介護に従事した経験を有する者又は保健医療福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 - 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している者	- グループホーム等の経営に携わった経験あり - 認知症対応型サービス事業開設者研修 未受講 →代表者交代時の研修猶予措置の取扱いを準用 次回開催の研修（R4.7 月）を受講する旨の誓約書提出により可とする	可
	②管理者 - ユニットごとに常勤・専従者を配置（管理上支障がない場合、兼務可） - 特養・デイサービス等の従業者等として 3 年以上認知症介護に従事した経験を有する者 - 認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了している者	1 名配置、両ユニットの管理者を兼務 3 年以上認知症介護に従事した経験あり - 認知症対応型サービス事業管理者研修 修了	可

項目	人員・設備・運営に関する基準等	当該事業所の状況	備考
4 人員基準	③介護従業者 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1以上） ・1名以上は常勤 【夜間及び深夜の時間帯】 ・時間帯を通じて夜勤に当たる介護従事者を1以上 ④計画作成担当者 ・事業所ごとに1人以上配置 ・1人以上は介護支援専門員 ・実践者研修又は基礎課程を修了していること	・常勤12名 【6：00～21：00】 ・各ユニット常勤換算方法で3名以上配置 【21：00～6：00】 ・各ユニット1名配置 ・1名配置、両ユニットの計画作成担当者を兼務 ・介護支援専門員資格あり ・実践者研修 修了	可
5 設備基準	①居室 ・個室であること（処遇上必要と認められる場合は2人部屋も可） ・1の居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上 ②居間・食堂 ・同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していること ・利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること ③台所・浴室 ④消火設備その他非常災害に際して必要な設備 建築基準法による検査、消防設備等検査済証	①1ユニットにつき個室9室（16.2㎡） ②同一場所で機能独立しており、十分な広さあり ③専用の台所・浴室あり ④消火器具、スプリンクラー、自動火災報知設備等設置あり ・検査済証等により確認	可

項目	人員・設備・運営に関する基準等	当該事業所の状況	備考
6 運営基準 (主なもの)	①事業者は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めておかなければならない。 ②事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携及び支援の体制を整えなければならない。 ③事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ④事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は滝川市地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2カ月に1回以上サービスの状況等を報告し運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならない。	①2か所の医療機関、1か所の歯科医院と契約あり。 ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設との連携・支援体制あり。 ③苦情処理の担当者として管理者を配置し、処理体制を整備している。 ④運営推進会議設置あり。2カ月に1回以上開催予定。 (運営規程第19条)	可

※ 根拠基準～「滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」